

「教職課程年報第 14 号」の発刊に寄せて

教職支援センター長

三宅茂夫

令和元年度の一回生より、再課程認定を受けて新たな教職課程がスタートしました。そもそも今回の免許法の改正は、グローバル化や急速な情報化、技術革新など“Society5・0”と称される社会の大きな変化をみすえ、学校と社会が密接にかかわり、子どもたちが将来を生きていくために必要な資質や能力を育てていこうとするところに端を発しています。AIの進歩とビッグデータの活用など、誰もが経験したことのない予測困難な時代がもうそこまで迫っていると言っても過言ではありません。

2020 年度から実施される新学習指導要領編成の際に、文部科学省は以下のような理念を掲げています。

「学校で学んだことが、子供たちの『生きる力』となって、

明日に、そしてその先の人生につながってほしい。

これからの社会が、どんなに変化して予測困難になっても、

自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、

それぞれに思い描く幸せを実現してほしい。

そして、明るい未来を、共に創っていきたい。」

時代の大きな変化の中で、子どもたちが「それぞれに思い描く幸せ」を実現し、「明るい未来を、共に創って」いくためには、どのような力が必要になるのでしょうか。それらをどのように想定し、学校教育において、如何に育んでいけばよいのでしょうか。これらの教育観について教員自らが絶えず探求し続け、明確にし、さらに洗練していく必要があると思います。

学校教育における「新たな取組や今後も重視すること」として、プログラミング教育、外国語教育、道徳教育、言語能力の育成、理数教育、伝統や文化に関する教育、主権者教育、消費者教育、体験活動、キャリア教育、語彙に関する教育、金融教育、防災・安全教育、国土に関する教育などがあげられています。それらの教育を担う教員に高い資質が求められることは言うまでもありません。また、教員には「主体的・対話的で深い学び」(アクティブ・ラーニング)、ICTの活用などにより新たな教育課題に対応していく資質が求められています。そうした背景の下に平成 27 年 12 月に出された中央教育審議会の答申では、養成ー採用ー研修を見通した「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」が示されました。教員養成においてもそのための教育課程の精選・重点化が求められ、養成教育においては「教員となる際に最低限必要な基礎的・基盤的な学修」、「学校現場や教職に関する実際を体験させる機会の充実(学校インターンシップ)」、「教職課程の質の保証・向上」、「教科・教職に関する科目の分断と細分化の改善」などの必要性が示されています。

対象とする時期の子どもを深く理解し、教育の不易流行に基づき、その時期にふさわしい教育を担っていくために、当該分野に関連する教育の専門性に基づいた実践力のある教員を育成していくことはこれまでと変わりません。教育改革の大きなうねりの中で、それぞれの校種や教科等において求められる教師像を明確にし、「どうしてもよい教師になりたい」という学生の動機を高めつつ、さらに新たな教育課題に向けて養成教育を改善していく必要があります。大学での養成期は、教員として必要となる基礎的・基盤的な力を身につける段階ですが、それとも教えられるままの受け身な態度で学修するのではなく、指導方法を学ぶのみならず、自らが「主体的、対話的で深い学び」を実践していくことが重要となります。そうした学びの機会や環境がそれぞれの授業や各学科での養成教育において展開されることを切に願うところです。

今年度も昨年度以上に多くの教職を志望する学生が桜の咲く頃、新たに教壇に立ちます。これまでの学生のみなさんの努力に敬意を表すとともに、教員として成長・大成されていくことを心より願っております。また、教職課程の授業、教育実習をはじめ教員採用試験等に向けて彼女たちのためにご尽力いただきました関係のみなさまに感謝申し上げます。

教員を目指すみなさんは、これからも多くの学修や経験を積み重ねていくこととなりますが、教壇に立ったその時をイメージし、希望をもって主体的に取り組んでいってほしいと思います。そうした中で常に専門性を高め、実践的な資質を身に付ける努力と常に進歩する自分を探求していく態度を培って下さい。

教職支援センターは、今後も資質の高い教員養成、特色ある教員養成、学び続ける教員の養成を目指し、また教職を志す学生の目標実現を図るために全学的に教職課程を統括する組織として教育部門と事務部門が一体となって支援を行っていきます。